

業債第17号(例)

2026年6月8日

国債代理店引受金融機関本部
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

次の事由により、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、本年6月15日から実施することとしましたので通知します。

1. 特定在留カードおよび特定特別永住者証明書が記名国債関係事務の本人確認書類として追加されること
2. 規程を整備すること

以上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 232-2①（記載例を除く。）中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。
- 232-2②（記載例を除く。）中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。
- 第4編目次中「419の2 本人確認書類の種類および記録事項」を「419の2 本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。
- 413-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。
- 419-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①国債証券送付請求書の受理など

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写を提出させる。

~~この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。~~

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）記載部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号（国民年金法第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等（国民健康保険法第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等または私立学校教職員共済法第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下同じ。）部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等（生活保護法第80条の2に規定する受給者番号等をいう。以下同じ。）部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号（介護保険法第201条の2第1項に規定する保険者番号をいう。以下同じ。）および被保険者番号（介護保険法第201条の2第1項に規定する被保険者番号をいう。以下同じ。）の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

以下略（不変）

- 419-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。
- 419の2（参考を除く。）を次のとおり改める（全面改正）。

419の2 本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

- 記名国債証券に関する手続において用いる本人確認書類の種類は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げるものとする。この場合、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては呈示を受けた日前6か月以内に作成・発行されたものまたは確認日現在で有効なものに限る。

* 本人確認書類による本人確認方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

- 記名国債証券に関する手続において、本人確認書類の記録を要する場合における記録事項は、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げる区分に応じ、同表の「本人確認書類の記録事項」欄に掲げるものとする。

* 記録事項の具体的な記録方法は、各種の請求・届出の項を参照すること。

- 記名国債証券に関する手続において、呈示を受けた本人確認書類の写を作成する場合または、呈示に代えて本人確認書類の写の提出を受ける場合の取扱いは、下表の「本人確認書類の種類・名称」欄に掲げる区分に応じ、同表の「本人確認書類の写の取扱い」欄に掲げるものとする。

| 本人確認書類の種類・名称 | 本人確認書類の記録事項 | | | | 本人確認書類の写の取扱い | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------|---------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|---|---------------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|---------------------|---------------------------|---|
| | 書類番号 (注1) | 発行番号等 (注2) | 発行体の名称 (注2) | 発行年月日 (注2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印鑑登録証明書 | 1 | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行体の名称が記載されている場合には、その名称 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資格確認書（注3） | 2 | 「番号不可」の文言 | | | 発行体の名称が記載されている場合には、その名称 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | 被保険者等記号・番号等部分（注5）をマスキングする。または、マスキングしたものの送付を依頼する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険の被保険者証 | 7 | | | | | | 基礎年金番号部分をマスキングする。または、マスキングしたものの送付を依頼する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康保険日雇特例被保険者手帳 | 8 | | | | | | | 基礎年金番号部分をマスキングする。または、マスキングしたものの送付を依頼する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民年金手帳（注4） | 12 | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童扶養手当証書 | 13 | 番号が付番されている場合には、その番号 | | | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別児童扶養手当受給証明書 | 14 | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 母子健康手帳 | 15 | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者手帳 | 16 | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 療育手帳 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | |
| 戦傷病者手帳 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | |
| 運転免許証 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | |
| 運転経歴証明書 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | |
| 在留カード | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — |
| 特別永住者証明書 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国人登録証明書 | 24 | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅券 | 25 | 番号が付番されている場合には、その番号 | | | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗員手帳 | 26 | | | | | | | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号カード | 28 | | | | | | | | | | | | 作成は表面のみとする。または、 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|-----|---------------------|-------------------------|---------------------------|--|
| | | 「番号不可」の文言 | | | 表面のみの送付を依頼する。 |
| 生活保護受給証明書 | 29 | | | | 公費負担者番号および受給者番号部分をマスキングする。または、マスキングしたものの送付を依頼する。 |
| 裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等） | 30 | 番号が付番されている場合には、その番号 | | | — |
| 特定在留カード（表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるものをいう。） | 31 | 在留カード番号 | | | 作成は表面のみとする。または、表面のみの送付を依頼する。 |
| 特定特別永住者証明書（表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるものをいう。） | 32 | 特別永住者証明書番号 | | | |
| 官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの | 99 | 番号が付番されている場合には、その番号 | | | — |
| ＜法人＞ | | | | | |
| 印鑑登録証明書（当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。） | 100 | 番号が付番されている場合には、その番号 | 発行体の名称が記載されている場合には、その名称 | 発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日 | — |

(注1) 書類番号に代え、本人確認書類の名称を記録しても差し支えない。

(注2) 発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

(注3) 国民健康保険法第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項（私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）または地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面をいう。

(注4) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

(注5) 被保険者等記号・番号等部分とは、国民健康保険法第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号、健康保険法第194条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者等記号・番号、船員保険法第143条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者等記号・番号、高齢者の医療の確保

に関する法律第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号、国家公務員共済組合法第112条の2第1項に規定する保険者番号および組員等記号・番号、地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組員等記号・番号、私立学校教職員共済法第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号または介護保険法第201条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号の部分（QRコードを含む。）をいう。

○ 419の3-2②を横線のとおり改める。

②氏名等届出書との照
合など

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項
および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、
本人確認書類の写の提出をさせる。

~~この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、
それぞれに掲げる事項を任意代理人に対し写の提出を受ける場
合の対応を行う伝える。~~

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提
出してはならないこと。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキ
ングしたものを提出すること。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたもの
を提出すること。~~

以下略（不変）

○ 419の3-2③中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」
を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」
に改める。

○ 421-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項
および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

・ ~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

・ ~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

以下略（不変）

○ 421-1-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 421-1-2⑥中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 422-1-1①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }
・ }

略（不変）

* 略（不変）

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

- ~~・ 個人番号カード
当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~
 - ~~・ 国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~
 - ~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~
 - ~~・ 生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~
 - ~~・ 介護保険の被保険者証
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~
- ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

∫
略（不変）
∫

| 請求の理由 | 必要書類 | |
|-----------------|-----------------|--|
| | | 本人確認書類 ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い |
| ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ |

以下略（不変）

○ 422-1-1②を横線のとおり改める。

②審査など

∫
略（不変）
∫

~~* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~

- ~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の

取扱い

以下略（不変）

○ 422-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ }
・ } 略（不変）
・ }
・ }

略（不変）

* 略（不変）

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の

取扱い

∫
略（不変）
∫

| 請求の理由 | 必要書類 | |
|-----------------|--|-----------------|
| | 本人確認書類 ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い | 戸籍謄（抄）本など |
| ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ |

以下略（不変）

○ 422-1-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 423-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

・ 個人番号カード

当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。

・ 国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。

・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

- ・生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。
- ・介護保険の被保険者証
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

∫
略（不変）
∫

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

○ 423-3-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付・審査

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

- * 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。
この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

- ・個人番号カード

当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。

- ・国民年金手帳

基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。

- ・資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳

被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。

- ・生活保護受給証明書

受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。

- ・介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

∫
略（不変）
∫

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

- 423-4-2④（記載例および例示を除く。）中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

- 423-6-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う。

以下略（不変）

- 423-6-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

- 424-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

~~この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。~~

・ 個人番号カード

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

- ・~~国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~
- ・~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~
- ・~~生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~
- ・~~介護保険の被保険者証
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

以下略（不変）

○ 424-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 424-2⑨中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 425①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

略（不変）

略（不変）

* 郵送による提出の場合において、新印による届出のときは、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

・~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

・~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

- ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~
 - ~~生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~
 - ~~介護保険の被保険者証
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~
- ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

- 425②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）

- ∫
- * ~~当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~
- ~~個人番号カード
当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~
 - ~~国民年金手帳
基礎年金番号部分をマスキングする。~~
 - ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~
 - ~~生活保護受給証明書
受給者番号等部分をマスキングする。~~
 - ~~介護保険の被保険者証
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~
- ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

- 426-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

- 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

略（不変）

* 略（不変）

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

・ ~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

・ ~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

○ 426-2②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）
∫

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

∫
略（不変）
∫

* ~~当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~

・ ~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

・ ~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

~~・介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

○ 427-1①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

~~・個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

~~・国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

∫
略（不変）
∫

| 届出の理由 | 必要書類 | |
|-------|------|--|
| | 届書 | 添付書類 ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い |

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ |
|-----------------|-----------------|-----------------|

以下略（不変）

○ 427-1②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略（不変）
∫

~~* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の
取扱い

以下略（不変）

○ 427-2①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

- ~~個人番号カード~~
当該写は表面のみとし、~~個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~
 - ~~国民年金手帳~~
基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。
 - ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~
被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。
 - ~~生活保護受給証明書~~
受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。
 - ~~介護保険の被保険者証~~
保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。
- ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

∫
略（不変）
∫

| 届出の理由 | 必要書類 | |
|-----------------|-----------------|--|
| | 届書 | 添付書類 ⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、 <u>および記録事項および写の取扱い</u> |
| ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ | ∫ 略（不変） ∫ |

以下略（不変）

- 427-2②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 427-2③ (例示を除く。) を横線のとおり改める。

③氏名等届出書の
書換えなど

○ 略 (不変)

⇒ 略 (不変)

○ 略 (不変)

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を本人確認対象者 (本人確認書類の写が提出された者をいう。) に転送不要郵便で送付する (同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類がその者に転送不要郵便で送付される場合を除く。)。

以下略 (不変)

○ 427の2-1①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略 (不変)

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および
写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

・ ~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

・ ~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分 (QRコードを含む。) をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

・ ~~介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

以下略 (不変)

○ 427の2-1②を横線のとおり改める。

②審査

∫
略 (不変)

~~* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

○ 427の2-2①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。

この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を届出人に対し写の提出を受ける場合の対応を行う伝える。

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングしたものを提出すること。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。~~

以下略（不変）

○ 428-3②を横線のとおり改める。

②印鑑票の作成など

∫
略（不変）

∫

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、および記録事項および写の取扱い

* この場合、記名者に本人確認書類の写を作成する旨を伝え、たうえで、本人確認書類は写を1部作成して印鑑票の裏面に
ちよう付したのち、本人確認書類はを記名者に返す。とともに、当該なお、本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり取扱うの写は印鑑票の裏面にち
よう付する。

・ ~~個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

・ ~~国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

・ ~~資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

・ ~~生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

・ ~~介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

以下略（不変）

○ 428-4①中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 428-4②中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 631-1①（例示を除く。）中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 631-1③を横線のとおり改める。

③記名国債証券印
鑑票との照合確
認など

○ 略（不変）

○ 略（不変）

● }
● } 略（不変）
● }

~~* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。~~

~~・ 個人番号カード~~

~~当該写は表面のみとし、裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号部分のコピーをしてはならない。~~

~~・ 国民年金手帳~~

~~基礎年金番号部分をマスキングする。~~

~~・ 資格確認書または健康保険日雇特例被保険者手帳~~

~~被保険者等記号・番号等部分（QRコードを含む。）をマスキングする。~~

~~・ 生活保護受給証明書~~

~~受給者番号等部分をマスキングする。~~

~~・ 介護保険の被保険者証~~

~~保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。~~

⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い

以下略（不変）

○ 631-2①（例示を除く。）中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。

○ 631-2③中「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項」を「⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類・名称、記録事項および写の取扱い」に改める。